

金沢地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 開催日時

11月25日(火)午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

伊藤数子委員，沖野美智子委員，加藤幸雄委員長，神野善一委員，倉田慎也委員，倉田千恵子委員，清水光男委員，柘植洋一委員，富木昭光委員，西田登喜子委員，宮下亮委員，山腰茂広委員，山本真千子委員

（オブザーバー）

堀内満刑事部総括裁判官

（事務担当者）

藤田事務局長，河合民事首席書記官，藤原刑事首席書記官，浦城総務課長，大場総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

- (1) 市民の立場から裁判所に対して望むこと
- (2) 国民が参加しやすい裁判員制度とするための方策

5 進行

- (1) 所長異動に伴う委員長の選任手続

- (2) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

- (3) 次回の意見交換のテーマ

追って決定

- (4) 次回開催期日

平成21年6月2日(火)午後1時30分～4時00分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(は委員長の発言・ は委員の発言・ はオブザーバー等の発言)

(1) 市民の立場から裁判所に対して望むこと

市民の皆さんが利用しやすい裁判所となるためには、ハード面とソフト面の双方から検討する必要があるわけですが、今年5月に新聞報道されていますように裁判所の庁舎が建て替えとなる予定でして、庁舎についてはハード面の検討になるわけです。新庁舎については具体的なことはまだ決まっておりませんが、現段階での庁舎新営に関する概要について事務局長が説明します。

【現庁舎の抱える狭隘等の問題点、明るく利用しやすい裁判所の観点から新庁舎に求められるコンセプト等を説明】

裁判所が明るいのは良いと思います。私の会社では壁にセラミックを塗って蜘蛛の巣が張らないようにしたり、喫煙場所を分けるなどして新しさを維持しています。

また、金沢の裁判所は車では来庁しにくいので、その点を検討していただきたいです。

金沢地裁は、正面が交差点の中に存在しますし、一方通行の道路に面しているなど、裁判所だけでは解決できない問題も多々ありますが、検討していきたいと思います。

庁舎建替えの新聞記事を見て思ったのですが、耐震構造がしっかりしていること、警備面を充実させる必要があると思います。また、裁判員制度を重視した構造を考えていくことも大切だと思います。それから、例えばソーラーシステムを設置する等、エコな建物にすることも検討していくべきではないでしょうか。

市民に開かれた裁判所にするために、気軽に利用できるホールを作ったらどうでしょうか。景観面では色や構造など兼六園に対する配慮をして、加賀百万

石にマッチしたものにしてもらいたいと思います。

裁判所の業務を考えると、多目的ホールのような部屋を裁判所内につくることは困難な面があるかと思われます。

福祉施設などでは、昔は部屋の名前などを1号、2号と表示して自分が今どこにいるのかを把握していましたが、最近では1丁目、2丁目というようにユニークな表示をしているところがありました。堅苦しさを与えないことです。

裁判所の敷地は、藩政時代からのものですので、地域にとけ込んだ建物とする観点から、そういった歴史が分かるようなもの（パネル等）を展示することはどうでしょうか。

名古屋の昔の裁判所は、現在、市政資料館として残っていて、古い裁判記録などが展示してあります。金沢の場合、展示スペースが確保できるかどうかという問題がありますが、参考にさせていただきたいと思います。

景観面については、金沢市等の条例も変わってきていますので、十分に配慮していただきたいと思います。また、障害を持つ人に対する配慮のため、建築中に車椅子の来庁者に見てもらい、いろんな意見を聞いたらいいと思います。

裁判所は重苦しい感じがするので、展示物を待合室に掲示してはどうかと思います。また、裁判員制度が始まると、子育て中の人のために、保育室が必要だと思います。

保育室については、裁判所の近隣の保育園を利用させていただくことになっています。

新しい庁舎に地下の予定がありますか。裁判所に地下室というのはイメージが悪いので何を作るかということを慎重に考えなければならないと思います。

駐車場を地下に設けるのはどうでしょうか。

先ほども意見が出ましたが、車の出入りが難しいので、たとえ難しい問題であっても交渉してスムーズに出入りできるようにしてもらいたいと思います。

庁舎新営の際はカラス対策を検討されると良いと思いますし、裁判所前の通

路については融雪等に気を配っていただきたいです。

また、裁判所前の用水にはきれいな水が流れているので、新営工事などで用水が汚れることが無いよう、配慮していただきたいと思います。

建設の時期・建設期間・期間中の景観配慮等考える必要があると思います。

今度は、ソフト面の検討ということで、裁判所の手続等について当事者に利用しやすいものとするための方策について、現状を民事首席が説明します。

【裁判所の手続案内で工夫している点、裁判手続に関する見直しの概況等を説明】

労働審判事件などは、金沢ではほぼ調停成立で終了していると聞いており、迅速な紛争解決が図られていると感じておりますが、実際に労働審判員をされている委員の方はどのように感じていますか。

労働審判制度が始まり、賃金未払いや突然解雇などの解決のスピードが飛躍的にアップしたと感じています。労働者も雇用主もどこかで折り合いをつけたいと思っているので、双方の納得も得られます。

手続教示について何か御意見はありませんでしょうか。

裁判手続についての専門用語集はありますか。一般の人が分からないときに参照できるようなものがあると良いと思います。

裁判員制度についてはいろんな議論はされていますが、民事裁判も時間がかかることが問題だと思えます。

確かに、以前は長期化した事件が多かったことは事実ですが、平成15年に「裁判の迅速化に関する法律」ができ、一審裁判所は2年以内に事件を終局させると定められました。これは、あくまで努力目標という位置づけですが、最高裁判所で定期的に審理期間を調査し、どれだけ迅速化が進んだかを調べており、毎年のように審理期間は短縮しております。

ただ、世界的レベルからすれば、日本の裁判は遅い方ではないと言えます。アメリカでは、裁判の期間は短いですが、その前の準備期間がすごく長いので、

その期間を含めると日本の裁判の審理期間は決して長いとは言い切れないと思います。また、あまりに迅速化を押し進める余り、審理が手抜きになってしまうのは問題ですので、充実した審理と迅速化を目標として裁判を進めていかなければならないと思います。

裁判は、裁判所が一方的に進行させることができないものですから、ある程度時間がかかるのはいたしかたない面があり、その点は御理解をいただきたくお願いいたします。

(2) 国民が参加しやすい裁判員制度とするための方策

裁判員候補者に対する通知が間近になってきましたが、本日は国民が容易に裁判員として参加していただけるための現段階における整備状況等を刑事首席が説明します。

【裁判員候補者に対する通知書の送付等の状況，旅費日当，保育施設等の環境整備に関する概況を説明】

企業はどういった形で従業員を裁判員裁判に参加させるべきでしょうか。従業員の中には、裁判員裁判に参加するために有給休暇を使用したくないと思っている人もいます。いろいろな人に聞くのですが、会社によって取扱いはまちまちです。

私が相談を受けている企業の中には、通常の年次有給休暇にプラスして特別の有給休暇を設けるとする会社、年次有給休暇を利用しても良いが、利用しない限り無給とする会社、有給の場合でも裁判員として日当が出るのでその差額だけを支給するとする会社があります。

有給休暇以外に休暇制度を作ってほしいと企業に働き掛けていますが、基本的には日当が出るのが分かっているので、差額だけを支給するとする会社が多いです。春闘の要求には、裁判員裁判に参加するための休暇制度の創設を盛り込んでいます。しかし、大手の企業は制度ができていますが、98%が中小

企業である石川県はなかなか制度化することが難しい状況です。中小企業にとっては、従業員に3日間休暇を取得されることは厳しく、従業員も休みづらい状況です。もっと裁判所から企業に対し働き掛けをお願いしたいと思います。

公務員は制度が整備されていますが、民間は整備が困難かもしれません。個々の事情によるのですが、裁判員が参加しやすいよう御協力をお願いしたいと思います。

子どもさんがいる方のための保育サービスについてですが、他市とは話をしていますか。また、裁判所へ行くまでに、万一事故が起きたときはどうなるのでしょうか。

現在は、金沢市以外とは連絡を取っておりません。他市の方は、金沢市の保育園に子どもさんを預けていただけるように準備が進められています。また、事故の場合は、裁判員は非常勤の裁判所職員となりますので、災害補償が受けられます。

他市町の子どもさんを金沢市が預かることを金沢市は想定していなかったようですが、裁判所からもお願いをして、解決しつつあります。介護をされている方についても、裁判員として参加する際に介護サービスを受けるための連絡窓口が通知されています。石川県の場合は、雪の心配がありますが、雪のため出頭時間に遅れた場合の取扱いはどうなっていますか。

遅刻の際は、選任手続中に来られた方につきましては日当をお支払いしますが、手続終了後に来庁された場合の取扱いは現在検討しているところです。

やむを得ず選任手続の開始に遅れてしまった場合に、どの程度ならその方を手続に乗せられるかなど、裁判所としても、様々なことを想定して取扱いを検討しておりますが、新しい制度ですので想定外のことも起きると思われれます。

知らない保育園に預けられる子どものことを考えると、複雑な気持ちです。知らないところに預けるのは問題ではないでしょうか。

障害を持っている人が、公共交通機関を利用することが困難なため、タクシ

ーで裁判所に来た場合も、一般の人と同じ旅費となるのでしょうか。

そういった方については、タクシー代金が支払われる場合があります。

裁判所からの書類を受け取った人が、タクシー代を支払ってもらえることが分かるように対応してください。

視力・聴力に障害のある人や発声に困難を伴う人が裁判員として参加する場合、聴力障害者については手話通訳士会と調整をしていますし、発声が困難な人については、筆談で参加することとなり、その際には裁判所職員が対応することになるかと思いますが、同行した人をお願いすることもあるかと思えます。

裁判員候補者に対する呼出状は、事件があったときしか来ないことになっていますが、いつごろ届くのかを分かるようにしていただきたいです。

遠方の方が子どもを連れて裁判員裁判に参加したとき、子どももホテルに宿泊することとなりますが、その分の利用料金はどうなりますか。

子どもの宿泊費は支給されません。

子どもが小学生の場合は、学校があるので連れて参加することができません。留守番をさせている時に事故が起きたらどうなるのかなど、考え出すときりがありません。

検察庁では裁判員に事件の内容を分かりやすくするために試行錯誤を繰り返しています。例えば、証拠書類にしても、ただ朗読するだけではわかり難いので、聞いて分かりやすいものを作ろうと努力しています。

分かりやすくするための苦労は大変ではないですか。検察庁では、専門用語集などは作成されているのでしょうか。

検察庁として、組織的にはまだ示されていません。

法曹にとっては当たり前のように使っている用語が、世間では当たり前ではありません。その点に注意して裁判員裁判を行う必要があります。

病院で、医者がインフォームドコンセントを実施し、患者に対して病状の説

明を行います。患者は専門用語が多くて医者の言っていることが分からなくても、医者の前では質問をしません。しかし、分からないので後から事務の者に質問してくるのです。裁判員裁判もこれと同様に、裁判員が法廷で聞いた言葉などが分からないまま議論をしていては、裁判員制度自体が崩れてしまうと思います。市民感覚を反映させるために裁判員裁判を実施するのであれば、裁判員が分かりやすいものにしてもらいたいです。

裁判所としても、裁判員が質問しやすい雰囲気を作っていく必要もあると考えます。

裁判員が本当に理解した上で評議をしているのか、いちいち確かめるわけにもいきません。裁判員には、率直に「分からない。」とっていただきたくすし、そう言える雰囲気作りをしたいと思います。また、裁判員は、直接法廷で証人等に対して質問をすることができますが、傍聴人が多い法廷の中で、自ら質問できるかどうかは難しいと思いますし、聞きたいことがあるのに聞けないという心理的負担もあると思います。そのような場合も、裁判員の方が聞きたいことについては、裁判官が確認して調整した上で、裁判官が質問するなり、裁判員に質問してもらうなりするといった配慮をしていかねばならないと思います。昼食会や法廷の合間の雑談などを通して、裁判員に遠慮させない雰囲気作りをしていきたいと思います。

裁判員に対しては、法曹三者が説明責任を果たした上で、裁判員がそれぞれご自身でよく考えて、ご自分の考えを決めてもらうことが大切だと思います。

役所に行って書類を沢山もらったりすると、それらに必要事項を記入するために度々問い合わせをしなければならぬことがあります。そういった意味では、今日もらったパンフレットは分かりやすくできていると思います。また、裁判員制度についても、分かりやすくなるよう努力していただいている点は良かったと思います。裁判所の敷居も少し低くなったと思います。

用語に関して言えば、日弁連から分かりやすく解説した本が出されており、

それに基づいて弁護士会では研修していますが、専門家が作った本ですから分かりにくいところがあるかも知れません。

裁判員制度に関しては、動き出さなければ何とも言えないところがあります。量刑のばらつきなども問題視する動きもあるところですが、新たな制度というのは定着するまでに時間がかかるもので、改善を繰り返していくことで良い制度となっていくと思います。どうか長い目で見てください、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

以 上